

17 不審者の侵入

【事例】

学校に、授業中、卒業生を名乗る男が来校し、対応した教職員に対して、大声を上げながら突然殴りかかってきた。

○発生時の対応のポイント

[不審者への対応]

- ・複数の教職員で、手近にある物（机、椅子、消火器、さすまた、ほうき等）を活用して防御するとともに、不審者の動きや移動を阻止する。また、全教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- ・教職員は分担し、不審者の移動阻止のための防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないようにしながら、できる限り別室に隔離する。別室に隔離する場合は、不審者に対応する教職員の安全を最優先する。

[児童生徒等の安全確保]

- ・教職員は、管理職の指示に基づき、絶えず不審者の居場所や言動等を把握しながら、不審者に知られないように事前に決めておいた暗号等による緊急放送等で児童生徒等を避難させる。教室等への侵入等の可能性が低い場合や避難のため不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で待機させる。
- ・学級（ホームルーム）担任等は、逃げ遅れた児童生徒等や負傷者の有無等を確認するとともに、逃げ遅れた児童生徒等や負傷者がいた場合は、安全を確保しながら避難させたり、負傷の状況に応じて応急手当を行ったりする。

[関係機関等との連携]

- ・直ちに警察に110番通報する。また、負傷者等の状況に応じて救急車を要請するとともに、警察に続報を入れる。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について警察等の関係機関への通報と同時に教育委員会に緊急連絡し支援を要請する。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童生徒等の安全が確認された段階で、事件の経過、児童生徒等の状況、負傷者の有無等の情報を可能な限り収集し、速やかに教育委員会に報告する。

[保護者への対応]

- ・保護者への連絡が可能になった段階で、できるだけ速やかに事件の発生について連絡や説明を行う。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童生徒等の安全が確認された段階で、保護者に引き渡す。
- ・保護者に連絡がつかない場合は、児童生徒等が一人で下校することのないように配慮する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[事後の対応]

- ・情報を収集して、事件の概要等を把握・整理した上で、保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関等やスクールカウンセラーと連携し、児童生徒等や教職員の様子を把握し、心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方等を検証する。

[危機管理体制の確立]

- ・不審者侵入事件を想定し、さすまた等を用いた防御の仕方や不審者の移動阻止、不審者確保後の逃げ遅れた児童生徒等の捜索や、家庭への連絡や引き渡し等の対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童生徒等の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

[不審者の侵入防止体制の整備]

- ・校門、外灯、校舎の出入口、窓、鍵の状況等について点検し、必要に応じて補修等を行う。
- ・死角の原因となる障害物の有無、自転車置き場や駐車場等からの侵入の可能性について点検を行う。
- ・立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示したりする。
- ・来訪者に名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。名札等の着用については、事前に保護者等に周知し、来校時は必ず着用するよう協力を促す。

[関係機関等との連携]

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する場を設定するとともに、さすまた等を用いた防御や不審者を取り押さえる方法等について、警察の指導を受けられる講習会等を実施する。